

令和4年度家庭的保育事業等指導監査実施結果報告書

I 指導監査の実施状況：

1 令和4年度重点事項

家庭的保育事業所等が、質の高い保育サービスを提供するとともに、鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に従って、利用者に対する適切な処遇、関係法令等に基づく適正な運営が図られるよう、関係法令及び鎌ヶ谷市家庭的保育事業等指導監査実施要綱に基づき、次の事項を重点に指導監査を実施しました。

(1) 保育の質及び専門性の向上のための体制

ア 保育士等が自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性及び保育の質の向上のための課題を明確にできる環境を整えているか。

イ 施設長は保育の質及び職員の専門性の向上に必要な環境の確保に努めているか。

ウ 職場におけるパワーハラスメント防止対策として、令和2年6月1日に施行された「改正 労働施策総合推進法」に対応した必要な措置を講じているか。

(2) 子どもの人権への配慮及び人格の尊重に対する取り組み

ア 子どもの人権への配慮及び人格を尊重した保育を行うための環境を整えているか。

イ 保護者との連携・相互理解を図るよう努めているか。

(3) 適切な補助金申請等

ア 補助事業根拠書類の保存

イ 適正な会計処理

ウ 補助事業の適正な実施

2 令和4年度指導監査計画・実施比較

種別	対象数	実地監査		書面監査	
		計画数	実施数	計画数	実施数
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
小規模保育事業	10	0	0	10	10
事業所内保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	10	0	0	10	10

II 指導監査の概要：

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面監査とし、小規模保育事業10施設に対して実施いたしました。書面監査を行った施設に対して、「文書指摘」を行った施設は7施設、「口頭指摘」を行った施設は4施設です。指摘事項の総数は19件で、内訳は文書指摘8件、口頭指摘11件となっています。

文書による改善を要する事項は、保育士の配置基準に関する事項、補助金の過誤請求に関する事項、財務状況に関する事項について指摘を行いました。

また、軽微な部分について口頭による指摘を行いました。

指摘種別	指摘件数		最大最少指摘数		指摘有無による施設数		指摘の平均数 (a)÷(b)	指摘の平均数以上の法人数
	計	個別(a)	最大数	最少数	あり(b)	なし		
文書	19	8	2	0	7	3	1.1	1
口頭		11	5	0	4	6	2.7	2